

令和2年（ワ）第19351号 損害賠償請求等事件

原告



被告 石川優実こと石川由美子 他1名

## 答 弁 書

2020年11月30日

東京地方裁判所第40民事部3B係 御中

被告ら訴訟代理人弁護士

神 原

元

同

太 田 啓 子

子



〒211-0004

川崎市中原区新丸子東2-895 武蔵小杉ATビル505

武蔵小杉合同法律事務所（送達先）

電 話 044-431-3541

F A X 044-422-5315

被告ら訴訟代理人弁護士

神 原

元

〒251-0052

藤沢市藤沢551-1日進ビル7階

湘南合同法律事務所

電 話 0466-25-3125

F A X 0466-22-6557

被告ら訴訟代理人弁護士

太 田

啓 子

## 【目次】

第1 請求の趣旨に対する答弁	(5 頁)
第2 請求の原因に対する答弁	(5 頁)
1 当事者	(5 頁)
(1) 原告	(5 頁)
(2) 被告石川優実	(5 頁)
(3) 被告現代書館	(5 頁)
2 事案の概要	(5 頁)
3 被告らの原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の発生	(5 頁)
(1) 複製権侵害	(5 頁)
(2) 著作人格権侵害	(6 頁)
(3) 名誉感情毀損	(7 頁)
(4) 損害	(7 頁)
(5) 被告現代書館の共同不法行為責任	(7 頁)
4 原告の被告らに対する差止請求権等の発生	(7 頁)
「第3 結語」	(7 頁)
「第4 本訴訟に至る経緯」	(7 頁)
第3 被告らの主張	(7 頁)
1 本件の争点と被告らの主張の要旨	(7 頁)
(1) 本件の争点	(7 頁)
(2) 被告らの主張の概要	(8 頁)
2 事案の概要	(8 頁)
(1) 原告が本件ツイートを投稿するに至る経緯	(8 頁)
(2) 本件書籍の出版と内容	(10 頁)
(3) 原告が本件書籍について公表した意見（甲8号証の2）	(11 頁)
3 本件書籍が引用要件を充たしていること	(12 頁)

(1) はじめに	(12 頁)
(2) 引用要件	(12 頁)
(3) あてはめ	(13 頁)
(4) 結論	(15 頁)
4 著作人格権侵害の主張について	(15 頁)
(1) はじめに	(15 頁)
(2) 「誤植の類」は同一性保持権を侵害する改変に当たらないこと	(16 頁)
(3) 「#KuToo」の記載は単なる誤植であること	(16 頁)
(4) 「#kutoo」を「#KuToo」と表記しても意味が変わらないこと	(17 頁)
(5) 本件は同一性保持権を侵害する改変に該当しないこと	(18 頁)
(6) 結論	(18 頁)
5 名誉感情侵害の主張について	(18 頁)
(1) 名誉感情侵害についての規範定立	(18 頁)
(2) あてはめ	(19 頁)
(3) 結論	(19 頁)
6 まとめ	(19 頁)
第3 原告の主張に対する反論	(20 頁)
1 はじめに	(20 頁)
2 複製権侵害を主張する部分に関して	(20 頁)
(1) 原告の主張の理解と整理	(20 頁)
(2) 「本件ツイートは被告石川や本件運動に対するものではなかった」との主張について	(20 頁)
(3) 「本件ツイートは原告が被告石川に対してリプライしたのではない」との主張について	(21 頁)

(4)	「本件ツイート内の「#kutoo」はハッシュタグ化していなかったにもかかわらず、本件書籍ではハッシュタグ化した記載となっている」という主張について……………	(25 頁)
(5)	小括……………	(28 頁)
3	同一性保持権を侵害されたと主張する部分に関して……………	(28 頁)
4	結論……………	(30 頁)
第4	関連事実……………	(30 頁)
1	はじめに……………	(30 頁)
2	本件運動の意義とその反響……………	(30 頁)
(1)	被告石川が本件運動を主宰した経緯……………	(30 頁)
(2)	本件運動の反響と成果……………	(31 頁)
(3)	本件運動への誹謗中傷……………	(33 頁)
3	原告の本件運動に対する無理解と、被告石川が本件ツイートを本件書籍に引用した目的……………	(34 頁)
(1)	原告が投稿する直前の状況……………	(34 頁)
(2)	原告の本件運動に対する無理解……………	(35 頁)
(3)	原告が本件ツイートを発するに至る経緯……………	(37 頁)
(4)	原告が本件ツイートを本件書籍に引用した理由……………	(39 頁)
第5	まとめ……………	(40 頁)

## 第1 請求の趣旨に対する答弁

- 1 原告の請求を棄却する。
  - 2 訴訟費用は原告の負担とする。
- との判決を求める。

## 第2 請求の原因に対する答弁

### 1 当事者

#### (1) 原告

不知

#### (2) 被告石川優実

事実関係は概ね認め、評価を争う。

#### (3) 被告現代書館

認める。

### 2 事案の概要

原告が本件ツイートをしたこと、被告らが、本件ツイートを引用し、対象記事目録記載の記事を本件書籍に掲載したことを認め、その余は全て否認し争う。

理由は第3以下で述べる。

### 3 被告らの原告に対する不法行為に基づく損害賠償請求権の発生

#### (1) 複製権侵害

##### ア 本件ツイートの著作物性

争わない。

##### イ 複製権侵害

被告らが本件ツイートを複製したこと、原告が被告らに対し複製について許諾をしていないことを認め、その余は争う。

被告らによる本件ツイートの複製は、著作権法32条1項の引用要件を満たすから、違法性がない。

##### ウ 引用の抗弁が成り立たないこと

争う。

被告石川は、本件運動に対する批判に応え、批判を批評するという目的のために本件ツイートを引用したものであって、著作権法32条1項に基づく引用の適法要件を充足しており、違法性はない。

原告は、本件ツイートは「本件会話相手」に対する趣旨だと主張するが、原告は、本件ツイートは「#kutooの賛同者は」を主語にしており、本件運動賛同者全体を批判する趣旨のツイートであるから失当である。

また、原告は、「#kutoo」を「#KuToo」に変更したのは意図的であると主張するが、本件書籍にはツイートの引用文中「#kutoo」との記載も多数あるから、意図的なものではなく、単なる誤植にすぎない。

さらに、原告は「#kutoo」と「#KuToo」とでは決定的に意味が違うと主張するが、原告自身「（大文字でなく小文字を使った理由について問われて）特に意味はないですぞ」と答えているから、やはり失当である。

なお、原告は、「クソリップ」の定義をあれこれ主張しているが（訴状9頁）、「クソリップ」に定まった定義はなく、本件書籍58頁の記載は「クソリップ」の典型的なものを例示的に挙げたにすぎないから、失当である。

詳細は第3以下で述べる。

## （2）著作人格権侵害

争う。

いわゆる誤植の類については、印刷技術の制約などから生じるような誤植であり、しかも、誤植であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なるものになるような場合でない限りは、同一性保持権を侵害する改変には当たらない。

この点、本件ツイート中「#kutoo」と記載されている部分を、本件書籍で「#KuToo」と表記したのは、明らかな誤植である。そして、「#kutoo」を「#KuToo」としても意味内容が変わるわけではない（この点、原告は、

「（大文字でなく小文字を使った理由について問われて）特に意味はないですぞ」と述べている）から、同一性保持権を侵害する改変には当たらない。

詳細は第3以下で述べる。

### （3）名誉感情毀損

被告らは、本件運動に対する批判に応えるという目的のために本件ツイートを引用したものであって、「逆が全然逆じゃない系」「こんなへんてこりんな人にあつたことがない」という手厳しい表現はあるものの、社会生活上受忍すべき限度を超えた侮辱とはいえ、名誉感情毀損による不法行為は成立しない。

### （4）損害

争う（なお、印税率、売上などについては、乙22、23参照）。

### （5）被告現代書館の共同不法行為責任

争う。被告石川に不法行為が成立しない以上、被告現代書館にも共同不法行為責任はない

## 4 原告の被告らに対する差止請求権等の発生

争う。

### 「第3 結語」

争う。

### 「第4 本訴訟に至る経緯」

被告石川が甲32乃至34及び甲36のツイートをした事実、甲35の記事をブログに掲載していたことを認め、その余は全て否認し争う。

## 第3 被告らの主張

### 1 本件の争点と被告らの主張の要旨

#### （1）本件の争点

本件事案の争点は、①本件書籍中本件ツイートを引用した部分（以下、「本件引用部分」という）は、原告の複製権を侵害するか、②本件引用部分中、本件ツイートの「#kutoo」を「#KuToo」と表記した部分は原告の著作者人格権を侵害するか、③名誉感情毀損による不法行為は成立するか、の3点である。

## （2）被告らの主張の概要

まず、①複製権侵害については、本件引用部分は著作権法32条1項の定める引用要件を充たしたものである。

また、②著作者人格権については、そもそも、いわゆる誤植の類については、印刷技術の制約などから生じるような誤植であり、しかも、誤植であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なるものになるような場合でない限りは、同一性保持権を侵害する改変には当たらないと解される。そして、本件引用部分中、本件ツイートの「#kutoo」を「#KuToo」と表記したのは単なる誤植で、しかも、誤植であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なるとはいえないのであるから、同一性保持権を侵害する改変には当たらない。

さらに、③本件書籍には「逆が全然逆じゃない系」「こんなへんてこりんな人にあつたことがない」という手厳しい表現はあるものの、社会生活上受忍すべき限度を超えた侮辱とはいえない。

以上から、原告の主張はいずれも失当であるから、本件請求は棄却されるべきである。

以下、詳細に述べる。

## 2 事案の概要

### （1）原告が本件ツイートを投稿するに至る経緯

ア 2019年1月24日、被告石川は、短文投稿サイト「Twitter」に性差



によるハイヒールやパンプスの強制を批判する投稿（乙1）をした。

同年2月10日、被告石川は、上記投稿がきっかけで、厚生労働省へ署名を提出し、会社へ性差によるハイヒールやパンプスの強制を禁止するように通達を出すことを求める署名（乙2）を開始した。

被告石川とその支援者らは、性差によるハイヒールやパンプスの強制禁止を求める運動（以下、「本件運動」という）を、「#KuToo」と名付けた。

イ 同年6月3日、被告石川らは、約1万9000人分の署名を、根本厚生労働大臣（当時）に提出し、同日、厚労省において、記者会見をした（乙3）。

ウ 6月5日、被告石川の同月3日の記者会見を報じる記事（乙3）がインターネットで公表された。

エ 6月6日、染矢明日香と名乗るツイッターのユーザーが、前記記事（乙3）を引用してツイッターに投稿した（甲8号証の1、1頁）。

同日、上記のツイートに対し、「残念ながら、既に『男の方が楽しくせに』論調が目立ち、男女間の軋轢を煽るものになってしまったのが#KuTooタグ」等とするコメントがついた（甲8号証の1、1頁）。

これに対し、「ゴリラ」を名乗るアカウントが「オレは男だけど#KuTooに賛同します。男は革靴をはいていいけど、女は履いちゃダメなんてTPOは間違っています」と投稿した（甲8号証の2、7頁）。

オ 6月7日、原告は、前記「ゴリラ」を名乗るアカウントに対して、以下のとおり返信した（甲8号証の2、8～10頁）。

「そもそも革靴履いちゃダメな認識って女の人が広めてる認識ですよ」

「ではまずTPOについて説明しましょう。あなたが山に登る時あなたは裸足に海パンで山に登りますか？」

「それはあなた以外の人も大体そうですか？」

「あなたにとって水着で職場に行くことは常識なんですか」

(以上傍点はいずれも被告代理人による)

カ 原告に対し、前記「ゴリラ」を名乗るアカウントが「職場のTPOを決めるのに男性は関与しないんですか？TPOから逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」と反論すると、原告は、以下のとおり返信した（甲8号証の2，11頁）。

「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても#kutooの賛同者はそれを容認するということよろしいですか？」（甲8号証の2，11頁、訴状38頁「本件ツイート」）（傍点は被告代理人による）

キ これに対し、被告石川は、本件ツイートを引用して、以下のとおり、ツイートした（乙4）。

「そんな話はしてないですね。もしも #KuToo が『女性に職場に水着で出勤する権利を！』ならば容認するかも知れませんが、 #KuToo は『男性の履いている革靴も選択肢にいれて』なので。」

## (2) 本件書籍の出版と内容

ア 2019年11月20日、被告現代書館は、以下の書籍（「本件書籍」）を発行した（甲5）。

著者 被告石川

タイトル #KuToo（クートゥー）

靴から考える本気のフェミニズム

イ 本件書籍57頁の見開きタイトルは以下のとおりである。

「#KuToo バックラッシュ実録 140字の闘い」

ウ 本件書籍58頁には以下の記載がある。

「2019年6月3日、石川優実は Change.org の#KuToo キャンペーンで集まった署名を厚生労働省に提出し、賛同者へツイッターとブログで報告した。

それと同時に、彼女へのリプライや引用リツイート機能による誹謗中傷、#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート——いわゆる“クソリプ”が数えきれないほど投稿された」

また、本件書籍59頁には以下の記載がある。

「この章では、石川を攻撃したクソリプをツイッターの中から引っ張り出し、スマホを少し脇に置き、『物を言う女』に嫌悪を抱くメンタリティーの危うさを読者とともに考えていきたい」

エ 本件書籍60頁から161頁までは以下の形式である(甲5号証、乙5)。

①見開き左ページ

上段に他人のツイート

下段にこれに反論する被告石川のツイート

(他人のツイートにはアカウント名とツイートのURLが付され、被告石川のツイートの前には「石川優実」とゴシックで記載されている)

②見開き右ページ

ページ上にゴシックで「一系」とのタイトル

その下に被告石川のコメント

オ 本件書籍72頁及び73頁には、訴状添付「対象記事目録」記載の記載がある。

72頁には本件ツイート及びこれに対する被告石川の反論ツイートが引用されている。

カ 本件書籍80頁、98頁、112頁、122頁、130頁、148頁には、ツイートの引用文中、「#kutoo」との記載がある(乙5)。

(3) 原告が本件書籍について公表した意見(甲8号証の2)

ア 原告は、2020年2月3日、「石川優実さんのKuToo本で被害を訴える『はるかちゃん』にDM取材してみました」と題するインターネット記事において、本件書籍に関する見解を公表した。

イ この中で、原告は、「はるかちゃんは、なぜ kutoo を小文字で書いたんですか?」と問われ、以下のとおり答えた（同号証5頁）。

「特に意味は無いですぞ。文字打つのが苦手でその時その時予測変換で打ちやすい位置のを使っていますね。今なんて平仮名の方が文字数少なくて楽だから、くつーって書いてますし」

ウ また、原告は「しかも、はるかちゃんのツイートは kutoo ハッシュタグの前後にスペースをあけていないのでタグになっていないですね。これではただの文字です」と問われ、以下のとおり答えた（同頁）。

「なってないですな。なぜならあの頃の私はハッシュタグが下手くそだから」「私ハッシュタグ使っていないよっ。（使えてない）」

### 3 本件書籍が引用要件を充たしていること

#### (1) はじめに

原告は、本件書籍が本件ツイートを引用した部分は、著作権法32条1項の引用要件を充たさず、違法であると主張している。

以下、この点を検討する。

#### (2) 引用要件

「著作権法32条1項は、『公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行われるものでなければならない。』と規定している。この規定は、著作権の保護を図りつつ、文化的所産としての著作物の公正な利用を可能ならしめるための規定である。

そして、このような規定の趣旨に鑑みると、同項にいう引用とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部又は一部を自己の著作物中に採録するものであって、引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する著作

物（以下「引用著作物」という。）と、引用されて利用される著作物（以下「被引用著作物」という。）を明瞭に区別して認識することができ（明瞭区別性）、かつ、両著作物の間に前者が主、後者が従の関係にあるもの（付従性）をいうと解するのが相当である」（東京地裁平成11年8月31日判決・判タ1016号217頁）。

したがって、他人の著作物の引用が同条項により適法となる要件は、①公表された著作物であること、②公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること、③引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する著作物と、引用されて利用される著作物を明瞭に区別して認識することができること（明瞭区別性）、④両著作物の間に前者が主、後者が従の関係にあるもの（付従性）の、4つである。

### （3）あてはめ

#### ア ①公表された著作物であること、の要件を充たすこと

本件ツイートは、ツイッターという、インターネットに接続しさえすれば、だれでも閲覧できるサイトに投稿されたものであるから、①公表された著作物であるという要件は当然みたす。

#### イ ②公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること、の要件を充たすこと

##### （ア）引用の目的に合致していること

前記のとおり、本件書籍59頁には「この章では、石川を攻撃したクソリプをツイッターの中から引っ張り出し、スマホを少し脇に置き、『物を言う女』に嫌悪を抱くメンタリティーの危うさを読者とともに考えていきたい」との記載があるから、引用の目的は、被告石川や本件運動に対する批判を引用して批評を加えることである。

この点、原告は、Twitterにおける会話の中で「#KuToo 賛同者」と「あなた」とを明確に書き分け、直接の会話相手である「ゴリラ」に対して「あ

なた」と呼びかけるツイートがある一方、本件ツイートは「あなた」ではなく「#kutooの賛同者」を主語として、「男性が海パンで出勤しても」「容認するということによろしいですか？」と述べるものであったから、単に会話相手に向けたものではなく、本件運動の賛同者に向けた批判であった。

また、本件ツイートは、「#KuToo 賛同者は、男性が海パンで出勤しても容認であろうか？いや、そのようなはずがない」という趣旨を反語的に述べるものであるから、本件ツイートは、本件運動が誤ったものであるとか、極端で非常識な主張をしているかのような、本件運動に関する否定的な印象を読者に与えるものであった。

さらに、そもそも原告が、一連の会話の中で、職場の服装のTPOの話は「KuTooには直接関係ない」と述べていること自体が、本件運動の趣旨を誤解したものである。そこで、被告石川としては、そのような誤解が広がることのないよう、原告のこのような投稿が的外れであるということを指摘する必要があった。

以上より、被告による本件ツイート引用の目的は、原告の記述の背景にある理解が根本的に誤っていることを指摘するとともに、これに批評を加えることであった。

そして、そのような引用の目的は、被告石川や本件運動に対する批判を引用して批評を加えるという本件書籍の正当な目的に合致しているといえる。

#### (イ) 引用の目的上正当な範囲であること

本件ツイートは短い一文で構成されており、一部引用は不可能である。

そこで、本件において、被告石川が本件ツイート全文を引用したことは引用の目的の正当な範囲である。

なお、ツイッターには「引用機能」がプログラムされており、これを利用すれば、他人の1ツイート全文を引用してコメントできるのであって(乙

4)、しかもそのような引用は日常的に行われているから、ツイッターに投稿された1ツイート全文を引用するのは公正な慣行に合致している。

ウ ③明瞭区別性の要件を充たすこと

本件ツイートは、本件書籍72頁上段に引用されているところ、下段には、本件ツイートに対して被告石川が送った反論ツイートが掲載されている。

そして、本件ツイートにはアカウント名とツイートのURLが付され、被告石川のツイートの前には「石川優実」とゴシックで記載されている。

そこで、著作物の表現形式上、引用されて利用される被引用著作物である本件ツイートは、本件書籍の他の部分と明瞭に区別して認識することができるから、③明瞭区別性の要件を充たす

エ ④付従性の要件を充たすこと

本件書籍72頁は本件ツイート全文を引用している。しかし、本件ツイートはもともと一文で短い上、本件書籍72頁後段に被告石川の反論ツイートを引用しており、さらに、本件書籍73頁全部を使って本件ツイートに対する批評をしているのであるから、分量的にみても、内容的にみても、と本件ツイートの引用部分が本件書籍との関係で従たる関係をもつことは明らかであり、付従性の要件を充たす。

(4) 結論

したがって、被告らは、本件ツイートを、著作権法32条1項に基づき適法に引用したものであるから、複製権侵害の問題は生じない。

2 著作人格権侵害の主張について

(1) はじめに

原告は、本件ツイートにおける「#kutoo」との部分の本件書籍において、「#KuToo」と表記したのは、著作権法20条1項の意に反する「改変」に該

当し、著作権者の有する同一性保持権を侵害し、著作人格権を侵害すると主張するので、この点について検討する。

(2) 「誤植の類」は同一性保持権を侵害する改変には当たらないこと

「著作権法20条1項所定の著作者である原告の意に反する改変に当たるか」について東京地裁平成2年11月16日判決（判例秘書登載 乙6）は「いわゆる誤植の類については、印刷技術の制約などから生じるような誤植であり、しかも、誤植であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なるものになるような場合でない限りは、同一性保持権を侵害する改変には当たらない、と解するのが相当である」としている（なお、控訴審の東京高裁平成3年12月19日判決・判例時報1422号123頁は、送り仮名の付け方の変更、読点の切除、中黒の読点への変更及び改行の省略は前記論文の著作者の同一性保持権を害するとして一審判決を変更しているが、誤植に関する判旨は維持されている。乙7）。

(3) 「#KuToo」の記載は単なる誤植であること

これを本件についてみるに、前記のとおり、本件引用部分中、「#KuToo」と表記されている部分は、本件ツイートを被告石川がツイートを書籍の元になる原稿に転記した際、タイプミスにより、「#kutoo」を「#KuToo」と表記したものである。

前記のとおり、印刷技術の制約などから生じるような誤植であり、しかも、誤植であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なるものになるような場合でない限りは、同一性保持権を侵害する改変には当たらないと解すべきところ、本件におけるタイプミスは、パソコンのワープロソフトを利用して原稿を入力する際の変換ミスによって生じたものであって、「印刷技術などから生じる誤植」と同視できるものである。

この点、原告は、誤植ではなく意図的な改変だと主張する。しかし、前記のとおり、本件書籍80頁、98頁、112頁、122頁、130頁、14



8頁には、ツイートの引用文中、元のツイートのまま「#kutoo」と表記した部分があるところ（乙5）、仮に本件引用部分が意図的な改変であれば、他の引用部分についても同じ処理をするはずであるから、原告の主張は失当である。

そして、本件ツイートと比較した場合、当該部分は、タイプミスであることが一見して明らかであるから、これによって、その部分の意味内容が異なるものになるような場合でない限りは、同一性保持権を侵害する改変には当たらないと解すべきである。

#### （4）「#kutoo」を「#KuToo」と表記しても意味が変わらないこと

そこで、さらに進んで本件ツイート中「#kutoo」と記載されている部分を「#KuToo」と表記することにより意味が変わるかを検討する。

この点、前記のとおり、本件書籍80頁、98頁、112頁、122頁、130頁、148頁には、ツイートの引用文中、「#kutoo」との記載があるところ、ここでの「#kutoo」は「#KuToo」と同じ意味で使用されており、別のものを指し示す語としては用いられていない。

また、原告も、2020年2月3日、「石川優実さんのKuToo本で被害を訴える『はるかちゃん』にDM取材してみました」と題するインターネット記事において、「はるかちゃんは、なぜkutooを小文字で書いたんですか?」と問われ、「特に意味は無いですぞ。文字打つのが苦手でその時その時予測変換で打ちやすい位置のを使ってますね」（甲8号証の2、5頁 下線は被告代理人による）と述べているから、本件ツイートにおいて、原告自身も「#kutoo」を「#KuToo」と同じ意味で使用していたことが明らかである。

さらに、実際に、「#KuToo」とは異なる「#kutoo」という社会運動または組織が存在するということもない。そうすると、一般読者の通常の注意と読み方を基準にすれば、「#kutoo」という表記は、「#KuToo」すなわち本件運動のことを指していると理解する以外にはなく、混乱の余地は皆無である。

そうすると、本件ツイート中「#kutoo」と記載されている部分を「#KuToo」と記載したとしても、それにより意味が変わることはない。

#### (5) 本件は同一性保持権を侵害する改変に該当しないこと

以上のとおり、本件ツイート中「#kutoo」と記載されている部分を本件書籍において「#KuToo」として記載したとしても、誤植の類（タイプミス）であることが明らかであって、これによって、その部分の意味内容が異なることはないのであるから、同一性保持権を侵害する改変には当たらない。

#### (6) 結論

よって、本件書籍は著作人格権を侵害しないというべきである。

### 5 名誉感情侵害の主張について

#### (1) 名誉感情侵害についての規範定立

名誉感情侵害について最高裁平成22年4月13日判決（民集64巻3号758頁）は「このような記述は、気違いといった侮辱的な表現を含むとはいえ、被上告人の人格的価値に関し、具体的事実を摘示してその社会的評価を低下させるものではなく、被上告人の名誉感情を侵害するにとどまるものであって、これが社会通念上許される限度を超える侮辱行為であると認められる場合に初めて被上告人の人格的利益の侵害が認められ得るにすぎない。」と述べる。

また、東京地裁平成8年12月24日判決（判タ955号195頁）は「そうすると、人の人格的価値その他の法的保護に値するものに対する名誉感情を害する行為が不法行為を構成するのは、右両面の理由からして、誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合ということになるだろう。換言すれば、当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合であり、實際上

は加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合に限られるものと解される。」と述べている。

## (2) あてはめ

これを本件についてみるに、本件書籍73頁には、原告を「へんてこりんな人」と評する部分はあるが、かかる表現が「誰であっても名誉感情を害されることになるような、看過し難い、明確、かつ程度の甚だしい侵害行為がされた場合」「当該行為がされた状況下においてそれが持つ客観的な意味が、相手方の人格的価値等を全く無価値なものであるとしてこれを否定するものであるか、その程度が著しいなど、違法性が強度で、社会通念上到底容認し得ないものである場合であり、実際上は加害の意思を持って甚だしい人格攻撃を行ったような場合」に該当するとは到底考えがたい。

なお、原告は被告石川について「継続して石川何某の名前を売ることが目的のくつーだから あの人らにとっては間違っていない 石川何某の懐に金が入った以外実際は何の成果もでてないけどね」(乙8)「4つ目 Docomo も JAL も ANA も靴を変更したのは一切 Kutoo の成果ではないし 安倍首相のコメントも厚労省が以前バッシングされたのと同じセリフ 石何とかの成果って美人な女性を虐めてフェミニズムの印象を下げて、乞食して金を得て、他人のツイートの無断改変で稼いだけやん ええ加減黙れや(´ω´)」(乙9)等と述べていることを付言しておく。

## (3) 結論

よって、名誉感情侵害に関する原告の主張は失当である。

## 4 まとめ

よって、原告の主張は悉く失当であるから、原告の請求は速やかに棄却されるべきである。

## 第4 原告の主張に対する反論

### 1 はじめに

被告らとしては、第3で述べたところで、著作権法上の問題としては十分であると考えているが、原告の主張に鑑み、さらに詳細にその主張に反論を加えておく。

### 2 複製権侵害を主張する部分に関して

#### (1) 原告の主張の理解と整理

原告は、「本件ツイートの趣旨が歪められて本件書籍に掲載された」、として引用の抗弁が成立しないと主張する。

原告が「趣旨が歪められた」という理由は必ずしも明解ではないが、概ね以下の三点が含まれているものと解される。

- ① 本件ツイートは被告石川や本件運動に対するものではなかったにも関わらず、被告石川や本件運動に対するものであるという前提で引用されたこと。
- ② 本件ツイートは被告石川の投稿に直接返信（リプライ）する形式で投稿されたものではないにもかかわらず、被告石川が本件ツイートについて「クソリプ」と称したことによって、被告石川に直接返信（リプライ）したように読まれることになること。
- ③ 本件ツイート内の「#kutoo」はハッシュタグ化していなかったにもかかわらず、本件書籍ではハッシュタグ化した記載となっていること。

上記の主張が果たして著作権法上の問題なのか（むしろ名誉毀損その他の問題として処理すべきなのか）疑問がないわけではない。それでも、ここでは、一応、原告の主張に対応する形で反論し、被告石川による本件ツイートの引用は、なんら「趣旨が歪められ」たものではないことを述べておく。

- (2) 「本件ツイートは被告石川や本件運動に対するものではなかった」との主張について

ア 原告は、本件ツイートは、対話相手（「ゴリラ」と名乗るアカウント・ユーザー）との会話の一部であって被告石川や本件運動を批判する趣旨でないのに、あたかも被告石川や本件運動を批判する趣旨のツイートであるかのように引用した点において、前記②の要件（公正な慣行に合致し、引用の目的上正当な範囲内で行われるものであること）を欠くと主張しているものと理解される。

イ しかし、すでに述べたとおり、本件ツイートが登場するスレッドは、そもそも、染矢が本件運動を報じる記事を引用して本件運動に賛意を表明するツイートから始まったのであるから、その流れからして、本件ツイートを含めこのスレッド内の投稿は本件運動を念頭に置いていると読むべきことは文脈上当然のことである。

ウ また、原告は、Twitterにおける会話の中で「#KuToo 賛同者」と「あなた」とを明確に書き分け、直接の会話相手である「ゴリラ」に対して「あなた」と呼びかけるツイートがある一方、本件ツイートは「あなた」ではなく「#kutoo の賛同者」を主語として、「男性が海パンで出勤しても」「容認するということではよろしいですか？」と述べるものであったから、本件ツイートは客観的にみて本件運動の賛同者について言及したものであって、少なくとも被告石川がそのように解釈することについては相当な理由があった。

エ よって、この点に関する原告の主張は失当である。

(3) 「本件ツイートは原告が被告石川に対してリプライしたのではない」との主張について

ア 原告は、本件ツイートは、被告石川の投稿に直接返信（リプライ）するという意味での「リプ」をしたものではないということを前提に、被告石川がこれを「クソリプ」と称したことで、直接リプライしたかのように読

まれる、ということをして「被告石川が意図的に本件ツイートの趣旨を歪めた」と主張している。

イ 本件ツイートは、被告石川の投稿に直接返信（リプライ）したものではないというのはその通りである。しかし、そのことは本件書籍内においてなんらの意味をも持つものではない。

すなわち、本件ツイートは、既に述べた通り、被告石川には、本件運動の主張を誤解している的外れな主張と考えられたため、被告石川からみれば、性差別への異議申し立てという性質をもつ本件運動へのバックラッシュという意味での「クソリップ」と評価するようなものであるというにすぎない。

原告がその評価に不満を感じて被告石川に反論したり社会的に相当な方法で抗議することは言論の自由の範囲であるが、どちらの意見が正しいかなどというのは司法の場で解決すべき事柄では性質上ない。

ウ 原告は、「定義」「拡張的定義」という文言をもって、被告が著書で「クソリップ」について「どう定義したか」と論じ、本件ツイートはその「定義にはあてはまらない」等と論じている。

しかし、根本的に、原告のこのような論じ方、被告石川の文章の読み方自体が失当なのである。原告は独自の読み方をした上で被告石川を論難しているにすぎない。

すなわち、本件ツイートが掲載されている本件書籍2章のタイトルは「#KuToo バックラッシュ実録 140字の闘い」である。このタイトルや本件書籍全体の趣旨からして、ここで「クソリップ」としてとりあげるのは被告石川や本件運動を攻撃したり執拗に批判するなどの内容の数々のバックラッシュといえる投稿であることは明らかであり、それらの形式が被告石川の投稿への直接の返信（リプライ）に限られるわけではないことは自明である。

被告石川は、必ずしも形式が被告石川の投稿への直接の返信という形式のもののみをとりあげるといふことで本件書籍を執筆したわけではないし、そのような記述は本件書籍のどこにもない。被告石川や本件運動に対するバックラッシュと評価されるような批判をとりあげ、被告石川の投稿への直接の返信形式のものも、引用した形式のものも、いずれでもないものも、形式を問わず、バックラッシュのような性質だと感じる投稿を総称して「クソリップ」と述べたのである。その意味では、厳密には「クソツイ」と称することも考えられるが、バックラッシュの中で代表的な形式が被告石川の投稿への直接の返信（リプライ）であることや、「クソリップ」という言葉は、形式の如何を問わず、インターネット上で誰かを理不尽に批判することや暴言、というような意味合いで人口に膾炙しているという実態を踏まえて「クソリップ」という言葉を使ったに過ぎない。

エ 原告は、さらに、本件書籍中、以下の記載を「クソリップ」の「定義」である等と主張している。

「ツイッターの返信機能を使って、見当はずれな内容や抽象的な言葉を投稿すること」（7頁）

「彼女（注・被告石川）へのリプライや引用リツイート機能による誹謗中傷、#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート——いわゆる“クソリップ”」（58頁）

そして、原告は、7頁の記載を「一般的定義」、58頁の記載を「拡張的定義」等と呼んでいる（訴状9頁）。そして、これに当てはまらないものを「クソリップ」として引用することは違法であるかのように主張するのである。

しかし、「クソリップ」とは所謂「ネットスラング」（インターネット上で使用される俗語のこと）であり、学術用語や法律上の概念のような、定まった定義などあろうはずがない。

そして、本件書籍7頁の記載は「クソリップ」という言葉を初めて聞く読者に対し、この言葉の一般的な用法を分かりやすく説明したものであり、58頁の記載中「彼女へのリプライ」「引用リツイート機能による誹謗中傷」「#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート」はいずれも「クソリップ」の例に過ぎないのである(いわば例示列举である)。

そもそも「ネットスラング」に過ぎない「クソリップ」の範囲を、あたかも法的に確定できるかのように主張すること自体、失当なのである。

オ それでも、原告の思考手順に従い、あえて反論するとすれば、以下のとおり言うことができる。

すなわち、仮に原告の主張するように、本書7頁や58頁の記載が「クソリップ」を“定義”したものであるとすれば、この記載は以下のようなものでなければならない。

「本書において『クソリップ』とは、石川優実の投稿への直接のリプライをいうものとする。」

「本書において『クソリップ』とは、①石川優実の投稿への直接のリプライ、②石川優実の投稿を引用した、引用リツイート機能を用いた誹謗中傷、③#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート、3つの総称である」

ところが、既に述べたとおり、本件書籍の記載は上のようなものではないことは既に述べたとおりである。

かえって、本件書籍58頁の記載は以下のとおりである。

「彼女へのリプライや引用リツイート機能による誹謗中傷、#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート——いわゆる“クソリップ”」

上記文中、バッシングツイートの次にある「——」(二倍ダーク)は余韻を持たせる場合に使用され、ここでは、「<sup>エト</sup> <sup>セトラ</sup> et cetera」 「等々」の意味で



ある。すなわち、「彼女へのリプライ」「引用リツイート機能による誹謗中傷」「#KuTooのハッシュタグをわざわざつけたバッシングツイート」はいずれも「クソリプ」の例であり（例示列举の趣旨）、「——」の記載は、例示列举されたものと同程度に悪質なツイートを、「クソリプ」に含める趣旨であると解するのが、文章の読み方としても正確なのである。

以上から、原告の文章の読み方は不正確であって、不正確な読解に基づく原告の主張は、悉く失当である。

カ 被告らの主張する前提に立てば、本件ツイートは、#KuToo賛同者への揶揄的な批判という意味でも、#KuToo賛同者である「ゴリラ」への直接の返信（リプライ）という意味でも、被告石川からすれば「クソリプ」と評するに値するものであったにすぎない。

よって、被告石川が本件ツイートを「クソリプ」と評価して引用したのはなんらおかしいことではなく、まして違法のそしりを受けるおことはありえない。

キ よって、この点に関する原告の主張は悉く失当であり、全て排斥されるべきである。

(4) 「本件ツイート内の「#kutoo」はハッシュタグ化していなかったにもかかわらず、本件書籍ではハッシュタグ化した記載となっている」という主張について

ア 原告は、本件ツイート内の「#kutoo」はハッシュタグ化していなかったにもかかわらず、本件書籍ではハッシュタグ化した記載となっていると主張し、このことが、引用において本件ツイートの趣旨を歪めるものであると主張する。

イ しかし、そもそも、本件書籍における引用は「ハッシュタグ化した記載」とはいえない。紙面では「ハッシュタグ化」しようがなく、紙面で引用さ

れた文字列が「ハッシュタグ化」している状態というのはおよそ観念できないためである。

仮に被告石川がわざわざ「#KuToo」（ハッシュタグ機能を使われた）などと言葉を補っていたのであれば別である。しかし、そのようなことがないことは明らかであって、被告石川はただ本件ツイートの文字列をそのまま転記し、そこにあった「#」の文字も転記したというにすぎないのである。

ウ 被告石川が転記した際、原文の「kutoo」を「KuToo」と小文字から大文字に書いたという誤植があるのは既に述べた通りである。原告は、あるいは、この誤植をもって、「ハッシュタグ化していなかったのに、引用ではハッシュタグ化したかのように引用された」と主張したいのかもしれない。

しかし、ツイッターの仕様上、小文字の「kutoo」のままでも、「#」をつけて「#kutoo」と書いて前後に半角スペースを置けばハッシュタグ化するのである。したがって、引用の際に「#KuToo」と誤植したからといって、そのことをもって「ハッシュタグ化させるよう趣旨をゆがめた」ということもできないというべきである。

エ 本件ツイートは kutoo ハッシュタグの前後にスペースが無いためにハッシュタグ化されなかった。しかし、これは原告の意識的な意図に基づくものではなく、単なる偶然であった。

すなわち、原告は、ハッシュタグ化していない理由について問われたのに対し「（注・ハッシュタグに）なってないですな。なぜならあの頃の私はハッシュタグが下手くそだから」「私ハッシュタグ使っていないよ。（使えてない）」等と回答している（甲8の2、5頁）。

原告としては、ハッシュタグ化させる意図をもって「#」を入力したにもかかわらず、ハッシュタグ機能に慣れておらず、スペースを空けな

かったために、意図せずしてハッシュタグ化はしなかったというのである。

仮に原告においてハッシュタグ化を避ける意図があれば、「#」を入れずに「kutoo」（または「KuToo」）と書くこともできた。それにもかかわらず、原告があえて「#」を挿入した。これは、原告において、「#」がハッシュタグ化する記号であることを知っており、ハッシュタグ化させる意図があったということである。

それにもかかわらず、本件ツイートがハッシュタグ化していない。くり返し述べるとおり、それは、原告の意思に基づくものではなく、単に、原告がハッシュタグ化することに不慣れで「下手くそ」であったために、偶然ハッシュタグ化しなかったにすぎない。

ところが、原告は、自らが「下手くそ」であったために偶然ハッシュタグ化しなかったにすぎないにも拘わらず、この偶然の事態を奇貨として、「自分はハッシュタグ化しなかったのに、ハッシュタグ化したような記載をされた」と言い募っているのである。これは全くの言いがかりであることが明白である。

オ そして、そもそも、前述の通り、原告による被告らへの論難は、「クソリップ」の定義を狭く解釈するという、原告独自の読解を前提にしている。

すなわち、原告は、まず「ハッシュタグ機能をつけていなければ被告石川が言う『クソリップ』には該当しない」等と曲解し、その曲解を前提に、「本件ツイートを被告石川が定義する『クソリップ』にあてはめるために、実際にはハッシュタグ化していなかったのに、ハッシュタグ化しているように歪めて引用した」等と言いがかりをつけてきているのである（実際には、本件書籍の引用は「ハッシュタグ化」させた引用でもない）。

このように、原告は、本件書籍の趣旨を二重に曲解し、あえて言い  
がかりをつけているに過ぎないのである。

カ 以上からして、この点に関する原告の主張はやはり失当である。

### (5) 小括

以上から、「本件ツイートの趣旨が歪められて本件書籍に掲載された」と  
する原告の主張は悉く失当であり、本件書籍による引用は適法である。

## 3 同一性保持権を侵害されたと主張する部分に関して

(1) 原告は、「Twitterにおいてハッシュタグを用いる趣旨は、ハッシュタ  
グに記載された事柄（「#KuToo」であれば本件運動）に向けた意見等を発  
信するとともに、第三者による検索を容易にして、自分の意見を広く世の  
中に伝えようとする点にある。このことと、原告が単に本件会話相手を指  
すために「#kutoo」を用いたこととは、趣旨が異なる」から、これによっ  
て原告の思想又は感情の創作的表現が改変されたとし、著作者人格権（同  
一性保持権）が侵害されたと主張している（訴状19頁）。

(2) これについては、既に詳細に反論したことの繰り返しになるが、整理し  
て述べると以下のとおりである。

第1に、原告が、Twitterにおける会話の中で「#KuToo 賛同者」と「あ  
なた」とを明確に書き分け、本件ツイートは「あなた」ではなく「#kutoo  
の賛同者」を主語として、「男性が海パンで出勤しても」「容認するとい  
うことでよろしいですか？」と述べている点である。このことからすれば、  
本件ツイートは客観的にみて本件運動の賛同者全てについて言及したもの  
である。

第2に、原告が「はるかちゃんは、なぜ kutoo を小文字で書いたんです  
か?」と問われ、「特に意味は無いですぞ。文字打つのが苦手でその時その  
時予測変換で打ちやすい位置のを使っていますね」と回答していることであ

る。つまり、原告自身が「#KuToo」と「#kutoo」が同じものだと考えているのであるから、その点が（誤植によって）変更されたとしても、それによって、原告の思想又は感情の創作的表現が改変されたといえるはずがない。

第3に、本件書籍80頁、98頁、112頁、122頁、130頁、148頁には、ツイートの引用文中、「#kutoo」との記載があるところ、ここでの「#kutoo」は「#KuToo」と同じ意味で使用されており、別のものを指し示す語としては用いられていない点である。このことから、被告らにおいても、また一般読者においても、「#kutoo」は「#KuToo」と同じものを指すと理解されているのだから、「#kutoo」を（誤植によって）「#KuToo」と表記したとして、それによって、原告の思想又は感情の創作的表現が改変されたといえるはずがない。

なお、原告は、当該部分は誤植ではなく、意図的な変更だと主張しているが、本件書籍の別の箇所には元のツイートのまま「#kutoo」との記載が多数あり（乙5）、仮に本件引用部分が意図的な改変であれば、他のツイートについても同じ処理をするはずであるから、原告の主張は失当である。

第4に、原告は、ハッシュタグになっていない点についても、更に本件ツイートがタグになっていない点についても、「なっていないすな。なぜならあの頃の私はハッシュタグが下手くそだから」「私ハッシュタグ使っていないよっ。（使えてない）」等と回答していることである。

原告が本当にハッシュタグ化する意思がなかったのであれば、（換言すれば、ハッシュタグに記載された事柄に向けた意見等を発信するとともに、第三者による検索を容易にして、自分の意見を広く世の中に伝えようとする意図がなかったのであれば）、「#」を入れずに「kutoo」（または「KuToo」）と書くこともできた。ところが、原告があえて「#」を挿入したのである。これは、「#」がハッシュタグ化する記号であることを意識したも

のだったことが明らかである。それにもかかわらず本件ツイートがハッシュタグ化していないのは、原告がハッシュタグ化することに不慣れで「下手くそ」であったためにすぎない。ところが、原告は、その偶然の事態を奇貨として、「自分はハッシュタグ化しなかったのに、ハッシュタグ化したような記載をされた」と被告らに言いがかりをつけているのである。

(3) 以上より、本件書籍により同一性保持権が侵害されたという原告の主張は悉く失当である。

#### 4 結論

以上のとおり、本件における原告の主張は悉く失当である

### 第4 関連事実

#### 1 はじめに

本章においては、本件運動の意義と反響を明らかにすることにより、本件訴訟の背景を裁判所にご理解頂くとともに、原告の一連の投稿がいかにか的を外れなものかを明らかにし、原告石川において、本件ツイートを本件書籍において引用せざるを得なかった理由を明らかにする。

#### 2 本件運動の意義とその反響

##### (1) 被告石川が本件運動を主宰した経緯

ア 2019年1月24日、被告石川は、短文投稿サイト「Twitter」に「私はいつか女性が仕事でヒールやパンプスを履かなきゃいけないという風習をなくしたいと思ってるの。専門の時ホテルに泊まり込みで1ヶ月バイトしたのだけどパンプスで足がもうダメで、専門もやめた。なんで足怪我しながら仕事しなきゃいけないんだろう、男の人はぺたんこぐつなのに。」と投稿した(乙1)。

イ 同年2月10日、被告石川は、インターネット上の署名サイト「Change.org」を利用して、厚生労働省に対し、「全ての人々が今よりももっと働きやすく、それによって職業選択の幅が狭まらず、無駄な負担のないような労働環境を目指すため、厚生労働省へ署名を提出し、会社へ性差によるハイヒールやパンプスの強制を禁止するように通達を出すこと」を求める署名を開始した(乙2)。

ウ 職場において女性にのみハイヒールの着用が求められる状況については、近年、イギリスやカナダなどの外国でも性差別であると問題視され、改める動きが起きてきた。被告石川は、当初は、ハイヒール着用による身体的苦痛に基づいて素朴に問題提起した思いであった。しかし、職場での勤務時間という同じTPOであるにも関わらず、性別が女性であるということに基づいてハイヒールの着用が強制されているという意味で、ハイヒールの強制が明確に「性差別」と表現されているという海外の情報などにも接するにつれ、ハイヒール着用の強制に反対するということは性差別への問題提起なのだという問題意識を深めていった(乙10)。

エ 本件運動参加者らは、性差によるハイヒールやパンプスの強制禁止を求めるこの運動を、「靴」と「苦痛」に、性被害を告発する世界的な運動となった「#Me Too」をもじって「#KuToo」と名付け(乙2、2頁)、被告石川は、本件運動を牽引してきた(なお、「パンプス」とは本来靴の形であってヒールの高さとは関係ない語であるが、一般的には、ヒールがあり、かつそれがあまり高くない靴を「パンプス」と呼ぶことが多い)。

## (2) 本件運動の反響と成果

ア 同年6月3日、被告石川らは、約1万9000人分の署名を、根本厚生労働大臣(当時)に署名を提出した(乙11)。

同日、被告石川は厚生労働省で記者会見をした。複数の報道機関が注目して原告にインタビューする記事を配信するなどした(乙3、乙11、乙12)。

イ その2日後である6月5日には、衆議院厚生労働委員会において、根本厚労相（当時）は「けがした労働者に必要もなく（ハイヒールの）着用を強制する場合などはパワーハラスメントに該当しうる」とも述べた。高階恵美子厚労副大臣は「強制されるものではない」と答弁した（乙12）。

ウ このような流れの中で、日本の職場には、勤務中に女性労働者にのみハイヒール着用を求める規定があるところもあり、規定がなくても慣習により着用を強制されている女性労働者も多いということが、社会的関心を呼び、例えば朝日新聞の調査により、実際に日本航空、全日空、第一生命など複数の企業が職場の規定でハイヒールの着用を指定していたことが明らかになった（乙13）。更に、服装の規定などの明示の根拠がなくても、暗黙の「職場におけるマナー」としてハイヒールの着用を義務付けられるということを多くの女性が経験していることも報じられ、社会的関心を集めた（乙14、15）。

例えば、上記朝日新聞の調査に対して、「職場でのハイヒール強制はない」と回答した企業の従業員が「パンプス以外の靴を履いたり、ヒールが規定より少しでも低い靴を履いたりすると、人事担当者に注意され、規定のヒールの高さの靴に履き替えるように指示される」と情報提供するなど、明示の規定はなく、表向きは着用強制はないとされる企業であっても、実際の職場ではいわば暗黙のマナー、職場の慣行としてハイヒール着用が強制されていることは実際にも多々あることが明らかになった。（乙16）。

このようなことはまさに、女子差別撤廃条約（第2条（f））が禁じる、「慣習・慣行による性差別」といえる。



この社会的関心の高まりを受け、実際に職場の規定により女性労働者にハイヒール着用を義務付けていた日本航空及び全日空は規定を改め、ヒールのない靴での勤務も可能としたことが報じられた(乙17、乙18)。

### (3) 本件運動への誹謗中傷

ア このように本件運動は社会的関心を集め、現実の変化ももたらすものだった。その反響の大きさに伴い、被告石川は、主にTwitter上で、数々の嫌がらせに遭うことになってしまった(乙19)。

被告石川の投稿に対する直接の返信(リプライ)や被告石川の投稿を引用する投稿、また被告石川への返信も引用もしないが、被告石川や本件運動を名指しして過激な言葉遣いで誹謗するような投稿はTwitter上で多数みられる。

イ 嫌がらせには色々な性質のものがあったが、一つの典型的なものとして、「女性が職場でハイヒールの着用を強制されている性差別的な実態がある」ということ自体を理解せず、あるいは否定し、その無理解または否定に基づいて被告を批判するというものがある。また、本件運動が性差別に対する異議申し立てであるということを感じ、「男女の対立を煽る」などと揶揄する表現で、性差別への異議申し立てという運動の意義自体を矮小化しようとするものも目立つ。

ウ 原告のツイッター上の投稿にも、例えば「現行の法律でも申請出せばヒール履かなくて済むので正直履きたくなければ会社に申請出して履かなくてもいいんですけどね(´・ω・`) 如何せん周りの同調が～なんて言う女性の敵は女性っていうあれです(´ω`) ｽﾏｰ…」(乙20)というものがあるように、女性が職場でハイヒールの着用を強制されている性差別的な実態があるということ自体への無理解が明白に表れている。

本件訴訟提起の本質は、原告による、本件運動の問題提起の意味への無理解あるいは曲解に基づく被告らへの攻撃であるということを強調しておく。

### 3 原告の本件運動に対する無理解と、被告石川が本件ツイートを本件書籍に引用した目的

#### (1) 原告が投稿する直前の状況

ア 2019年6月5日、被告石川の同年6月3日の記者会見を報じる「反パンプス運動『痛い靴で働くのは嫌』は当たり前」と題する日経ビジネスの記事（乙2）が投稿された。

翌6日、「染矢明日香@ピルコン」（以下「染矢」）と名乗るツイッターのユーザーが、乙2の記事を引用して以下のツイートを作成し、ツイッターに投稿した（甲8の2、7頁以下）。

「#KuToo に反発する人へ。1回 8-9 時間ほどパンプス履いて仕事してみても！好みとかマナー以前に健康の問題だと分かるはず！」

イ 6月6日、ア記載の染矢ツイートに対し、アカウント名「匡（たすく）色々勉強ちう司書さん@FGO」、以下「匡」）による）から、以下の、本件運動を揶揄する趣旨のコメントがついた。

「残念ながら、既に『男の方が楽なくせに』論調が目立ち、男女間の軋轢を煽るものになってしまったのが#KuToo タグ。真っ当に変えたいなら、もうタグなんて使わない方が支持が集まるかもしれませんね」

ウ これに対し、同日頃、「ゴリラ♡ @孫向文にブロックされました」を名乗るアカウント（以下「ゴリラ」）から、以下の反論があった。

「オレは男だけど KuToo に賛同します。男は革靴を履いてもいいけど、女は履いちゃダメなんて TPO は間違ってます」と投稿した。

「匡」は「ゴリラ」のこの投稿に対し、自身の「『女の方が男より哀れで大変なのだ』」に重点を置き、そこを何よりも譲りたくない。そんなムー

ブメントは男女対立を煽り立てるだけで不毛であり、そこが浅いと言っている。無駄どころか害悪でさえある」という投稿を引用し、

「読解力のないゴリラくんがここにも登場してネチ絡み中. . .」  
等と返信した。

「匡」のこの投稿は、KuTooが訴える性差別への問題提起を「女の方が男より哀れで大変なのだ（という側面）に重点を置」（（）内は被告代理人）いている、と揶揄する表現を用いて矮小化し批判するものである。

エ これに対し本件運動賛同者である「ゴリラ」は以下のとおり返信した。

「オレも「男女関係なく、皆ラクな格好で働こうよ。それはそれとして、男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんてTPOは間違ってますね」

以上の「ゴリラ」の各投稿は本件運動の問題提起の意味を正しく理解するものであった。

すなわち、職場での勤務時間という同じ状況であるにも関わらず、女性にのみハイヒールの着用が職場の規定または暗黙のマナー、社会慣行に基づいて強制されているという状況について、男女によってわきまえるべきとされる「TPO」が異なることはおかしいはずだ、という趣旨で「ゴリラ」は「TPO」という言葉を持ち出している。

## （2）原告の本件運動に対する無理解

ア 6月7日、原告は、「ゴリラ」に対して、以下のとおり返信した（甲8の2、7頁以下）。

「そもそも女が革靴を履いちゃダメな認識って女の人が広めてる認識ですよネ」。

イ 上記のツイートだけでは趣旨は必ずしも判然としない。

しかし、その後の原告の、

「よく考えてください 中年おじさん達にパンプスとかハイヒールだとか ウェッジソールやローファーとか女性の服装規定の細かい違いの区別つくと思いますか？ だいたいは女性の方が流行らせたマナーやら流行を基盤にしたテンプレですよ」

「TPO で強制とかいてますがそもそも就活の服装って10年ごとくらいに大きく変わってるんですよ それを男性が縛るなど不可能ですよ」

「そもそも女性の服装を女性が縛っているとも書いていませんよ」

「実際に選択をするのは自分自身ですしそもそも革靴を履いてる人は現にいますからね」

「職場の女性の TPO は女性が決めるのです そして TPO だからと服装規定としてパンプス及び7 cm以上のハイヒールを押し付けるような会社は全体の極少数ですね。」

等の投稿を含めて解釈すると、原告が言わんとすることは、

- ① 女性が職場でハイヒールを着用することを男性が強制しているという事はない
- ② 女性が職場でヒールのない靴を履いてはダメだという認識は、女性が広めている。広めているだけであって、強制しているというわけではない。女性が職場でハイヒールの着用を強制されているということはなく、ハイヒールを着用するかどうかの選択は各自の自由である。
- ③ 服装規定としてパンプス及び7 cm以上のハイヒールを押し付けるような会社は全体の極少数である。つまり、ハイヒール強制に苦痛を感じている女性は極少数しかいない。

ということであるといえる。

ウ しかし、被告の本件運動は、「男性が、女性に職場でハイヒール着用を強制している」などということをも主張したものではないので、①については、本件運動があたかもそのような主張をしているかのような曲解に基づ

く主張である。②③については、職場によっては、規定が存在しなくても、女性が職場でハイヒールを着用しなくてはならないという社会慣行が厳然としてあり、それによって事実上職場でハイヒールを着用せざるを得ない女性が多くいるという実態へのあまりの認識不足、無理解というほかない（乙15, 乙16等）。

そもそも、被告石川は、当初の署名運動の段階から「風習をなくしたい」（乙1）「そのマナーは本当に必要なことなのでしょうか」（乙2、3頁）として、本件運動は間違った社会慣行の問題であることを示唆していた。

### （3）原告が本件ツイートを発するに至った経緯

ア 原告のこのような曲解または無理解から、その後の原告と「ゴリラ」とのやりとりも、根本から全くかみあわないまま、以下のように進行していった。

ゴリラ「職場の服装規定って男の人は全く関わってないんですか？」

原告「よく考えてください 中年おじさん達にパンプスとかハイヒールだとかウェッジソールやローファーとか女性の服装規定の細かい違いの区別つくと思いますか？だいたいは女性の方が流行らせたマナーやら流行を基盤にしたテンプレですよ」

ゴリラ「職場の中心は今でもほとんどの場所で男性なのに、職場の服装規定に男性は無関係なんですか？」

原告「それは誘導させたい人の文の書き方ですね

服装規定を最終的に採用する方はその職場のその担当でしょう そこには男女等関係ないです

そういうテンプレを作るに至ったいわゆるそれをマナーという形で広めたのは女性ですね ちなみに服装規定とTPOは別だと思えます」

ゴリラ「服装規定って、職場の中心となる層を無視して担当が勝手に決めるものなんですか？」

職場の中心はほとんどの場所で男性なのに、職場の服装に関するTPOに男性が全く関わってないんですか？」

原告「そもそもあなたのいう職場の中心となる人物とはどの役職の方を示すのでしょうか」

ゴリラ「日本の会社の社長って男性ばかりじゃないんですか？ヒール着用がTPOとなりつつあった昔の時代なら、なおさら。」

原告「ではまずTPOについて説明しましょう あなたが山に登る時あなたは裸足に海パンで山に登りますか？」（傍点は被告代理人による）

ゴリラ「登りません。」

原告「それはあなた以外の人も大体そうですか？」

ゴリラ「そうだと思います」

原告「ではそれを決めたのは誰ですか？」

ゴリラ「昔の人でしょう。昔からの風習の話なら。」

原告「今の統一的な就活生の服装等になったのは主にSNSなどによる情報共有化が進み印象の良い服装を模索し画一化した結果であります」

ゴリラ「就活の際に女性はパンプスを履きますよね。あれって、職場の中心は男性なので、男性にとって印象の良い服装を模索した結果ですか？」

原告「TPOで強制とかいてますがそもそも就活の服装って10年ごとくらいに大きく変わってるんですよ それを男性が縛るなど不可能ですよ」

イ この「ゴリラ」と原告のやりとりは全くかみあっていない。

その根本的要因は、「ゴリラ」は、女性には、職場という TPO ではハイヒールを履くものが当然という社会慣行があり、その社会慣行の形成には男性も無縁ではないこと、その社会慣行により、多くの女性は職場でのハイヒール着用を強制されている、という適切な認識をしている一方で、原告は、そのような社会慣行の存在、乃至それによって女性がハイヒール着用を強制されるのが広く見られるということ自体を根拠なく否定しているということにある。

ウ このようなかみあわなさを質そうとしてであろうが、「ゴリラ」は原告に対し、以下のとおり、反論した。

「職場の TPO を決めるのに男性は関与しないんですか？ TPO から逸脱していれば、男性から苦言を呈されるのは当たり前なんですか？」

これに対し原告は、以下のとおり返信した。

「逆に言いますが、男性が海パンで出勤しても #kutoo の賛同者はそれを容認するということがよろしいですか？」（本件ツイート）

#### （４）原告が本件ツイートを本件書籍に引用した理由

ア 前記「ゴリラ」とのやりとりの中で、原告は「服装規定と TPO は別だと思っています」として、職場での服装規定と「TPO」は別であるとの理解を示している（なお、本件訴訟の訴状 7 頁にも「なお、本件運動は、職場で女性がハイヒールやパンプスの着用を強制されないことを主張するものであり、『男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんて TPO は間違ってますね』との意見とは直接関係しないものである」との記載があり、原告は未だに同様の見解を維持している）。

イ しかし、繰り返し述べるとおり、女性には、職場という TPO ではハイヒールを履くものが当然という社会慣行があり、その社会慣行の形成には男性も無縁ではない。そして、本件運動は、その社会慣行により多くの女性は職場でのハイヒール着用を強制されていることへの異議申し立てである。したが

って、原告が、「男は革靴を履いてもいいけど、女は革靴を履いちゃダメなんて TPO は間違ってますね』という意見が「本件運動と直接関係しない」と主張していること自体が、誤りであり、曲解なのである。

なお、これについて被告石川は自身のブログ上の公開記事において、「TPO が服装規定になっているという話をされていて、さらにそれが労働の場で男女が違うのはおかしいという話の最中です。直前にはるか氏はマナーが服装規定になっているとの趣旨の発言をしています。マナーと TPO って一緒じゃない？時と場合と場所にあった服装をすることって、マナーの話でもあるでしょ？」と説明しているのである（乙 21）

ウ 本件ツイートは、「服装規定と TPO は別」という誤った前提に基づいて、「#KuToo 賛同者は、男性が海パンで出勤しても容認であろうか？（いや、そのようなことはないはずだ）」という趣旨を反語的に述べるものである。

被告は、一連のスレッドを見て、本件運動の問題提起について適切に理解している「ゴリラ」と、理解していない原告のやりとりは根本的なところからかみあっていないと考えた。さらに、被告は、原告が本件運動の意義を誤解していることから、更にこのような的外れな反語的表現が出てくるという点で本件ツイートは二重に的外れなものだと感じた。

エ 被告石川が、本件書籍に本件ツイートを引用した目的は、このような的外れな批判を紹介し、本件運動への誤解を正すとともに、そのような誤解の背景にある社会構造を分析することにあつたのである。

したがって、本件ツイートを本件書籍に引用することは本件書籍の執筆にとって必要不可欠なことであり、正当なことであった。

## 第5 まとめ

以上のとおり、本件書籍による本件ツイートの引用は引用要件を満たす上に、著作者人格権（同一性保持権）を侵害するものではなく、さらに違法に名誉感



情を侵害するものでもない。本件書籍に至る本件運動の経過からすれば、本件ツイートを本件書籍に引用するのは正当な目的の範囲内であった。

よって、原告の請求は棄却されるべきである。

以上